

## 公 告

防衛省陸上自衛隊  
豊川駐屯地業務隊長  
(公印省略)

令和8年度陸上自衛隊豊川駐屯地における展示即売会実施業者の募集について

令和8年度陸上自衛隊豊川駐屯地において展示即売会の実施を希望する業者について、次のとおり募集する。

### 1 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。

ア 法人の場合

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 納税証明書（その3の3）

イ 個人の場合

- (ア) 戸籍謄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 収支計算書
- (エ) 納税証明書（その3の2）

（注） 公的機関が発行する書類は、発効日から3ヶ月以内のものとする。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

- (8) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(設置面積に応じ土地使用料が発生する。(概算額：1㎡あたり屋内：日額17円(消費税抜き)、屋外：日額5円(消費税抜き))

## 3 募集要領・仕様書の配布

### (1) 配布期間

令和7年7月23日(水)～同年10月10日(金)まで。

### (2) 入手場所

以下のホームページからダウンロード

<https://www.mod.go.jp/g sdf/mae/mafin/>

(「中部方面会計隊ホームページ」で検索し「公募」からダウンロード)

(iPhoneでのダウンロード不可)

## 4 募集業種

### (1) 食品販売

ア 販売が可能な飲食物は、食品営業許可申請時に保健所長から許可された範囲内のものとする。

イ 変質・腐敗するような生ものの販売を認めない。

ウ 食中毒等の食品事故に備えた保険(賠償共済等)に加入していることを出店の条件とする。

エ アルコール類の販売は認めない。

### (2) 物品販売

火薬を使用する物品の販売は禁止する。

公序良俗に反するものを除く。

### (3) その他の業種

公序良俗に反するものを除く。

## 5 出店場所及び設置面積

### (1) 屋 内

豊川駐屯地内厚生センター「八豊館」内：11.087㎡～76.365㎡

### (2) 屋 外

豊川駐屯地隊員食堂東側駐車場：25.92㎡

## 6 設置期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

設置時間は、午前9時～午後7時までの間で応募業者が希望する時間

設置時間の延長については、官側と協議して対応すること。

設置回数は応募業者が希望する回数

7 応募業者の選考方法

提出書類に基づき、書類選考により決定する。

8 その他

細部の内容は、募集要領・仕様書のとおり。

担当者連絡先：〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

TEL 0533-86-3151（内線3351）

土・日を除く。8時30分～16時（11時～12時除く。）

## 令和8年度展示即売会の募集要領

### 1 概要

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地に所在する陸上自衛隊豊川駐屯地において、隊員及び来隊者の利便性を確保するため、令和8年度展示即売会を実施する業者を、以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。

#### ア 法人の場合

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 納税証明書（その3の3）

#### イ 個人の場合

- (ア) 戸籍抄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 収支計算書
- (エ) 納税証明書（その3の2）

（注）公的機関が発行する書類は、発効日から3ヶ月以内のものとする。

(2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(8) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

### 3 展示即売会の設置場所

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地内 厚生センター「八豊館」（以下「屋内」という。隊員食堂東側駐車場（以下「屋外」という。）

#### 4 設置条件

##### (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を得る。

##### (2) 業務期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

ただし、豊川駐屯地に所属又は所在する隊員又は、役務契約等により豊川駐屯地で勤務する民間人が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症（以下「感染症等」という。）に多数感染した場合等は、官側が示す期間は使用することができない。

##### (3) 設置可能日

企画提案で申請した月ごとの出店回数に応じた営業日数に基づき、官側との日程調整により決定した日とする。

##### (4) 設置可能時間

最長、午前9時～午後7時までの間とし、企画提案で申請した営業時間に基づき、官側との調整により決定した時間とする。

設置時間の延長については、官側と協議して対応すること。

##### (5) その他

仕様書のとおり。

#### 5 募集業種

##### (1) 食品販売

ア 販売が可能な飲食物は、食品営業許可申請時に保健所長から許可された範囲のものとする。

イ 変質・腐敗するような生ものの販売を認めない。

ウ 食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることを出店の条件とする。

エ アルコール類の販売は認めない。

##### (2) 物品販売

火薬を使用する物品の販売は禁止する。

公序良俗に反するものは除く。

##### (3) その他の業種

公序良俗に反するものは除く。

#### 6 応募手続等

##### (1) 申請書等の提出

展示即売会の実施を希望する業者は、下記の提出書類を提出期限までに持参又は郵送すること。

なお、提出された書類は返却しない。

##### ア 提出書類

(ア) 申請書1部 様式(別紙第1)

(イ) 企画提案書1部 様式(別紙第2)

以下の事項について、必ず記載すること。

a 主な販売予定商品（サービス）・販売価格表 様式(別紙第3)

- b 営業時間、出店希望日及び出店区画希望票 様式(別紙第4)
  - c 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
  - d ゴミ・廃棄物の処分方法
  - e 衛生管理方法 ※物品販売業者は記入不要
  - f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- (ウ) 企画提案書附属書類1部  
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料(写真等)(日本産業規格A4)
- (エ) その他関係書類各1部  
公募参加に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。
- a 業務確約書 様式(別紙第5)
  - b 戸籍抄本(法人である場合は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書))
  - c 営業経歴書  
会社の商号・所在地・代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの(様式自由)。  
これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
  - d 財務諸表
    - (a) 個人  
直近の(申請日直前1年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書、確定申告書
    - (b) 法人  
直近の(申請日直前1年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
  - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
  - f 印鑑証明書
  - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ。)
  - h 国有財産使用許可申請書 様式(別紙第6) 2部(捺印した書類2部)
  - i 誓約書 様式(別紙第7)
  - j 役員名簿 様式(別紙第8)
- (注) 令和7年度豊川駐屯地納涼夏まつり公募、豊川駐屯地創立75周年記念行事公募に応募した者は、b、c、d及びeの提出は不要である。
- (注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し(コピー)を、b、c、d、及びeに定める書類に代えることができる。
- イ 応募の失格  
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
- (7) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- (イ) 提出書類等が募集要領に記載させている事項を満たさない場合
- (ウ) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (オ) 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- (カ) その他、違反と認められる場合

ウ 提出先

〒442-0061

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科長（公募担当者気付）

電話：代表0533（86）3151 内線3328、FAXは3359

土・日を除く。08時30分～16時（11時～12時除く。）

エ 提出方法

提出先に、持込み又は郵送で提出すること。

オ 提出期限

令和7年10月24日（金）午後4時まで。

（郵送の場合10月23日（木）必着）

(2) 応募の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載させている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出書類に基づき、書類選考により決定する。

8 選考結果の通知

全応募業者に対し書面を発送する。（令和7年11月28日（金）投函予定）

9 辞 退

応募を辞退する場合は、令和7年12月10日（水）までに申し出ること。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長 殿

所在地又は住所

商号又は店名

代表者の役職及び氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地に所在する陸上自衛隊豊川駐屯地において、展示即売会を実施することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

備考：商号、代表者、担当者指名にはフリガナを、申請印は公印又は登録印を使用してください。

## 企画提案書

商号又は店名：

a	主な販売予定商品（サービス）・販売価格表 様式（別紙第 3）
b	営業時間、出店要望日及び出店区画要望票 様式（別紙第 4 - 1）
c	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
d	ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
e	衛生管理方法（200字以内）※物品販売業者は記入不要
f	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 *法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載 (200字以内)

※本提案書（c～f 項）についてはA4用紙 1 枚にまとめて下さい。

<p>g クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 *法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載 (200字程度)</p>
<p>h 豊川駐屯地における営業方針</p>
<p>i その他のアピールポイント</p>

※本提案書は（a～i項）については3枚以内にまとめて下さい。



## 営業時間、出店要望日及び出店区画希望票

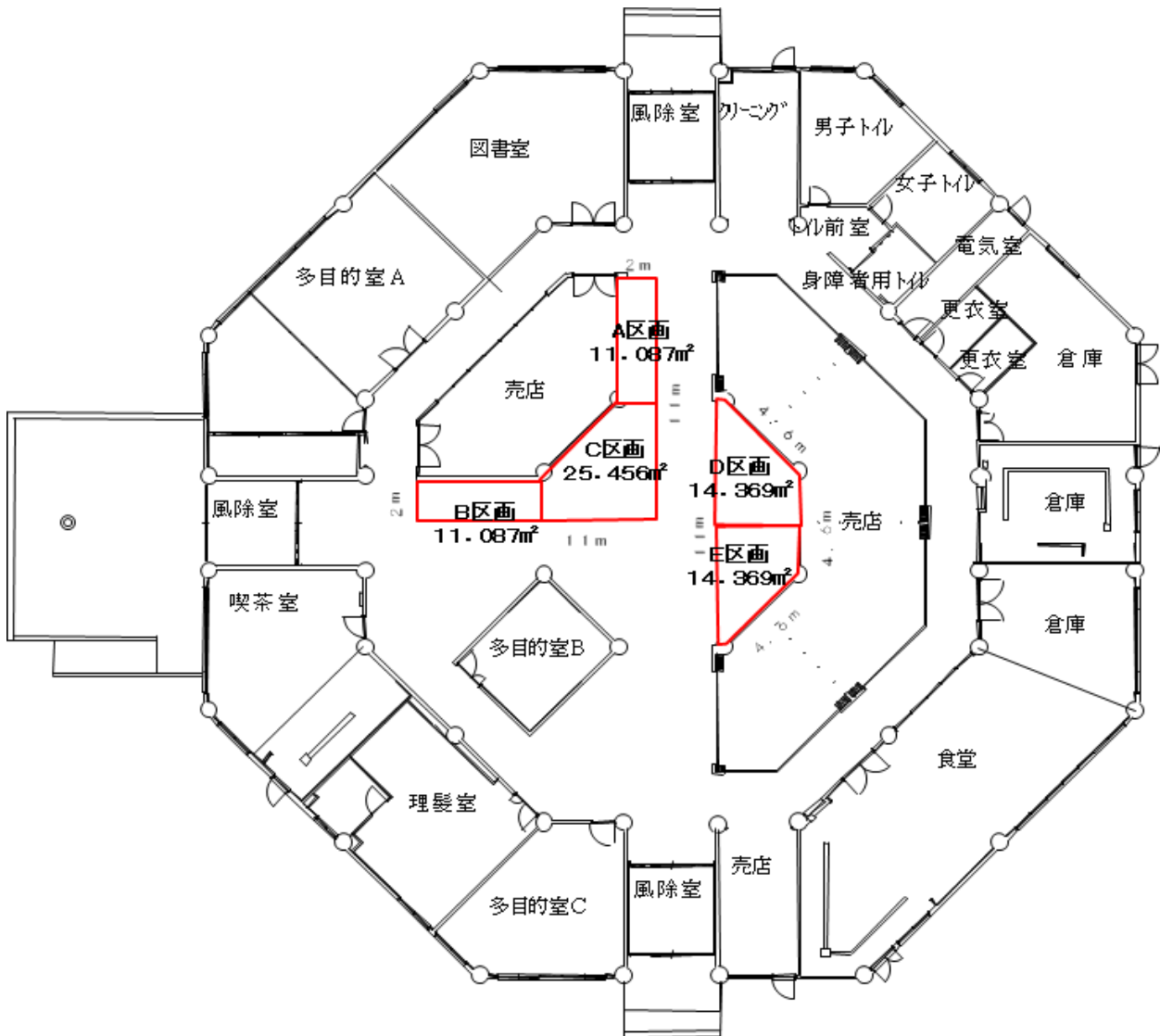
営業時間	時から 時まで	
場 所	屋内(厚生センター内)	屋外(隊員食堂東側駐車場)
回 数	出店回数	出店回数
4 月	回	回
5 月	回	回
6 月	回	回
7 月	回	回
8 月	回	回
9 月	回	回
10 月	回	回
11 月	回	回
12 月	回	回
1 月	回	回
2 月	回	回
3 月	回	回
(記入例) 4月	※出店する回数を記入 2 回	回

出店区画希望(原則、3区画まで。)*屋内(厚生センター内)での出店を希望する業者のみ記載			合計
			区画
(記入例) A	B		合計
			2 区画

備考:出店区画については年間同じ場所を実施すること。  
出店しない月については0回と記入すること。

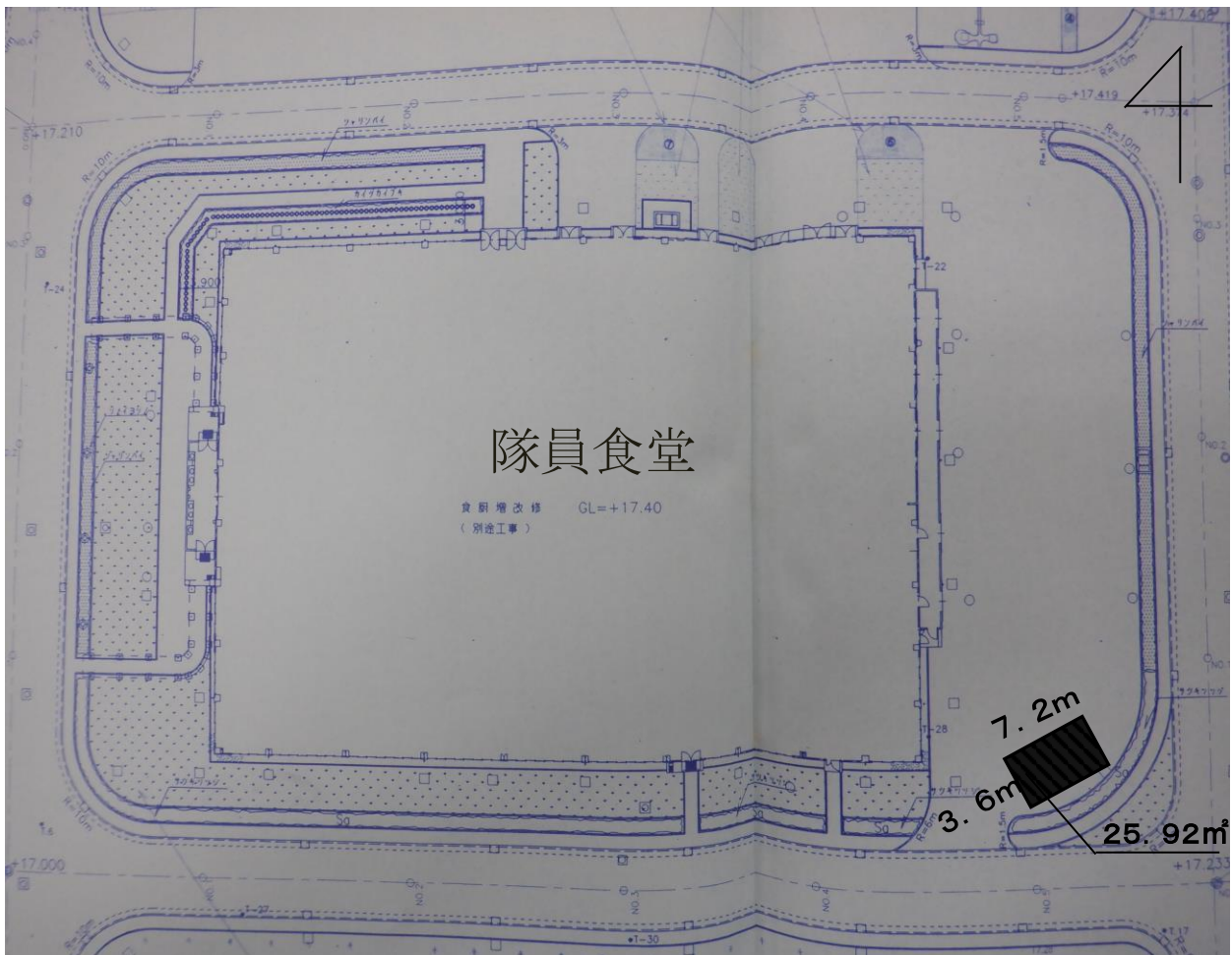
## 厚生施設図面

国有財産使用料は「使用許可された面積に係る日額使用料×実施日数」として計算される（予定）ため、展示即売会実施日に、一部使用していない部分があった場合でも、使用料の算定は、使用許可を受けた面積を基準として計算される。



## 隊員食堂東側駐車場図面

国有財産使用料は「使用許可された面積に係る日額使用料×実施日数」として計算される（予定）ため、展示即売会実施日に、一部使用していない部分があった場合でも、使用料の算定は、使用許可を受けた面積を基準として計算される。



業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊豊川駐屯地における展示即売会実施業者公募に応募するにあたり、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

所在地又は住所  
商号又は店名  
代表者の役職及び氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

備考：商号、代表者、担当者氏名にはフリガナを、申請印は公印又は登録印を使用してください。

【注意】次のページの用紙に必要事項をご記入ください（2部作成）。

別紙第6

【記入例】

防衛省所管  
国有財産部局長  
東海防衛支局長 殿  
(豊川駐屯地業務隊長経由)

令和 年 月 日  
日付は未記入をお願いします。

印鑑証明書の印を  
捺印してください。

商号又は名称を  
記入してください。

申請者 住所 愛知県豊橋市緑が丘2-6  
(株)防衛工業  
氏名 代表取締役 国防 太郎

(株)防衛  
工業

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 愛知県豊川市穂ノ原1-1  
陸上自衛隊豊川駐屯地
- (2) 区分
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

豊川駐屯地隊員の福利厚生のため、展示即売会を実施する。

3 利用計画（事業計画）

展示即売会実施敷地として利用する。

4 使用しようとする期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（別紙のとおり）

5 使用料

ご指示のとおり

6 その他参考となるべき事項

使用物件の明細、配置図、求積図は官側で作成します。

- (1) 添付書類：使用物件の明細、配置図、求積図、誓約書
- (2) 担当者：〒440-0584 愛知県豊橋市向山2-2

(株)防衛工業 豊橋営業所 東 桜子 (許可書送付先)  
電話 0532-64-7250 (内線3325)  
FAX 0532-64-7255

【注意事項】

本紙（国有財産使用許可申請書）、誓約書は、捺印したものを2部提出してください。

\*捺印後にカラーコピーした書類は受理できません。

令和 年 月 日

防衛省所管  
国有財産部局長  
東海防衛支局長 殿  
(豊川駐屯地業務隊長経由)

申請者 住所

氏名

印

### 国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

#### 記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 愛知県豊川市穂ノ原1-1  
陸上自衛隊豊川駐屯地
- (2) 区分
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

豊川駐屯地隊員の福利厚生のため、展示即売会を実施する。

3 利用計画（事業計画）

展示即売会実施敷地として利用する。

4 使用しようとする期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（別紙のとおり）

5 使用料

ご指示のとおり

6 その他参考となるべき事項

- (1) 添付書類：使用物件の明細、配置図、求積図、誓約書
- (2) 担当者：〒 — (許可書送付先)

電 話 — — (内線 )

F A X — —

**【注意】 次のページの用紙に必要事項をご記入ください（2部作成）。**

**【記入例】**

別紙第7

誓約書

私

当社

個人の場合「私」に、法人の場合は「当社」に  
レ点をご記入ください。

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第11により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

日付は未記入でお願いします。

本社（店）所在地 愛知県豊橋市緑が丘2-6

商号又は名称 (株)防衛工業

代表者の氏名 代表取締役 国防 太郎

印鑑証明書の印を捺印してください。

(株)防衛  
工業

## 誓約書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第11により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印





## 令和8年度展示即売会の仕様書

- 1 業務件名  
陸上自衛隊豊川駐屯地における令和8年度展示即売会の実施
- 2 業務内容  
常設の店舗を設置せずに、展示即売形式で売店を出店する。
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 設置場所
  - (1) 屋内：厚生センター「八豊館」の中で、厚生施設図面（別紙第1—1）で示す3区画まで。4区画以上の希望については官側と協議すること。  
屋外：隊員食堂東側駐車場図面（別紙第1—2）で示す区画内
  - (2) 使用区画は企画提案書により申請・許可された区画のみとし、1年間を通じてその区画以外の使用は認められない。
- 5 国有財産の使用許可
  - (1) 本業務を行う者は、展示即売会設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
  - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。
  - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
    - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
    - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。  
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 6 丙の資格
  - (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。
    - ア 法人の場合
      - (ア) 登記簿謄本
      - (イ) 営業経歴書
      - (ウ) 財務諸表
      - (エ) 納税証明書（その3の3）
    - イ 個人の場合
      - (ア) 戸籍抄本
      - (イ) 営業経歴書
      - (ウ) 収支計算書

(エ) 納税証明書（その3の2）

（注） 公的機関が発行する書類は、発効日から3ヶ月以内のものとする。

- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による）不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (8) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。

7 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売会の実施に係る面積に応じた国有財産使用料を、乙が指定する期日までに支払うこと。使用料は前納で納めるものとする。

ただし、徴収後に営業しない日があっても、使用料の返金はしない。

なお、令和7年度実績は屋内：日額17円（消費税抜き）／㎡、屋外：日額5円（消費税抜き）／㎡である。

8 業務期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）の間とする。

ただし、豊川駐屯地に所属又は所在する隊員及び、役務契約等により豊川駐屯地で勤務する民間人が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症（以下「感染症等」という。）に多数感染した場合等は、甲が示す期間は使用することができない。

この際、丙は、使用できない期間に相当する国有財産使用料等を請求することはできない。

9 営業日

企画提案で申請した月ごとの出店回数に応じた営業日数に基づき、甲と乙との日程調整により決定した日とし、前月の20日までに展示即売会実施申請書（別紙第2）を甲に提出する。

なお、展示即売会実施申請書を提出してからの営業日の変更は、甲が要望する場合を除き認めない。

10 営業時間

最長、午前9時～午後7時までの間とし、企画提案で申請した営業時間に基づき、甲と乙との調整により決定した時間とする。

営業時間の延長については、官側と協議して対応すること。

11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

12 火気・電気・排水設備・水の使用統制

(1) 丙は、屋内では、火気を使用してはならない

(2) 丙は、駐屯地内の電気、水を営業用に使用してはならない。

(3) 丙は、備品等の洗浄及び、水・油を廃棄するために駐屯地内の排水設備を使用してはならない。

(4) 丙は、屋外で火気を使用する際（調理器具・発電機などの使用）は、希望営業日の前月の20日までに火気使用申請書（別紙第3）を提出するとともに、火気の使用にあたっては火気ごとに消火器を設置するものとする。

13 名義使用の禁止

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

14 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事者が感染症等を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこと。

(2) 食中毒等が発生した場合には、保健所の指導に従うとともに甲の指示に従うこと。

15 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に文書により通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

## 18 業務仕様

- (1) 丙は、業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 丙は、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 展示即売会実施場所の撤去等に係る費用は、丙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後に販売すること。
- (8) 丙は、展示即売の実施日の調整については甲の指示する方法で行うこと。
- (9) 丙は、屋外で食品販売の展示即売会を実施する場合は、使用許可を得た区画内にゴミ箱を設置すること。  
ゴミ箱に販売商品以外のゴミが混在した場合にも回収することとし、ゴミ箱が溢れないよう適宜回収すること。  
なお、設置したゴミ箱のみでは、ゴミの回収に支障があると担当職員から通知された際は、担当職員の指示に従い追加で設置すること。
- (10) 丙は、展示即売会を実施する場合、実施場所及びゴミ箱を設置した周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 駐屯地内への出入り、資材の搬出入、資材の設置については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、従事者管理に関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (13) 丙の従事者は日本国籍を有する者とし、また、日本憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (14) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。  
また、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (15) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (16) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度公募を実施する際、受付けない場合がある。
- (17) 丙は使用済みの油、水及び食材等を駐屯地内に投棄しないこと。
- (18) 甲による屋外用のテント・机・椅子の貸し出し・設置は行わない。また、屋内用の椅子・机の貸出は行すが、設置は行わない。

- (19) 丙は、自らの責任において展示即売会を実施するものとし、テント等の設置撤去に際しては、突風対策を講じるとともに、常に食中毒予防、火災予防及び盗難予防に努めなければならない。また、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (20) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (21) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (22) 丙の施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。
- (23) 丙は、展示即売会を実施した場合、展示即売会実施報告書（別紙第4）を翌月10日までに、甲に提出すること。
- (24) 募集要領及び仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議するものとする。

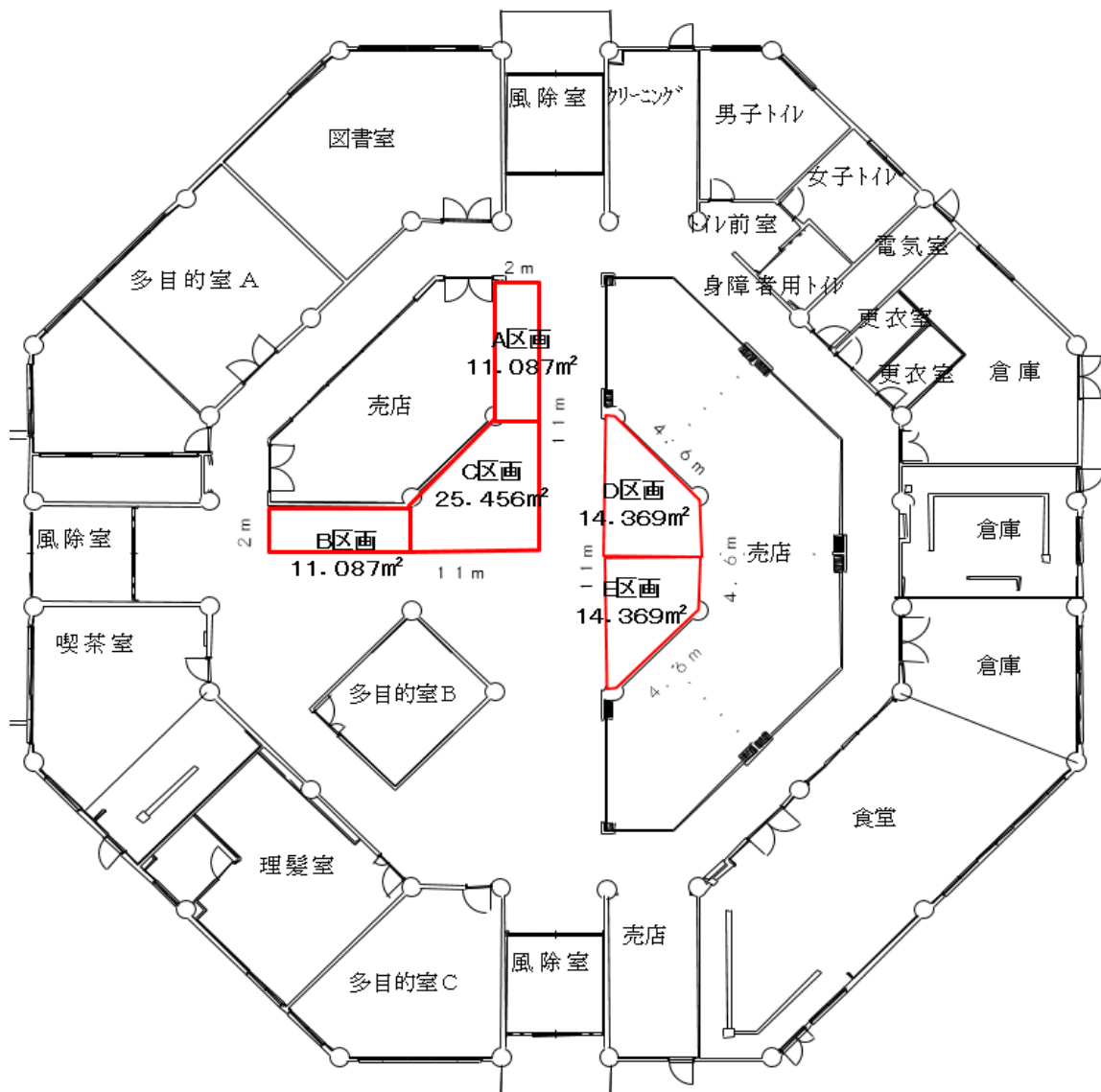
## 19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号9）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 厚生施設図面

豊川駐屯地厚生センター「八豊館」

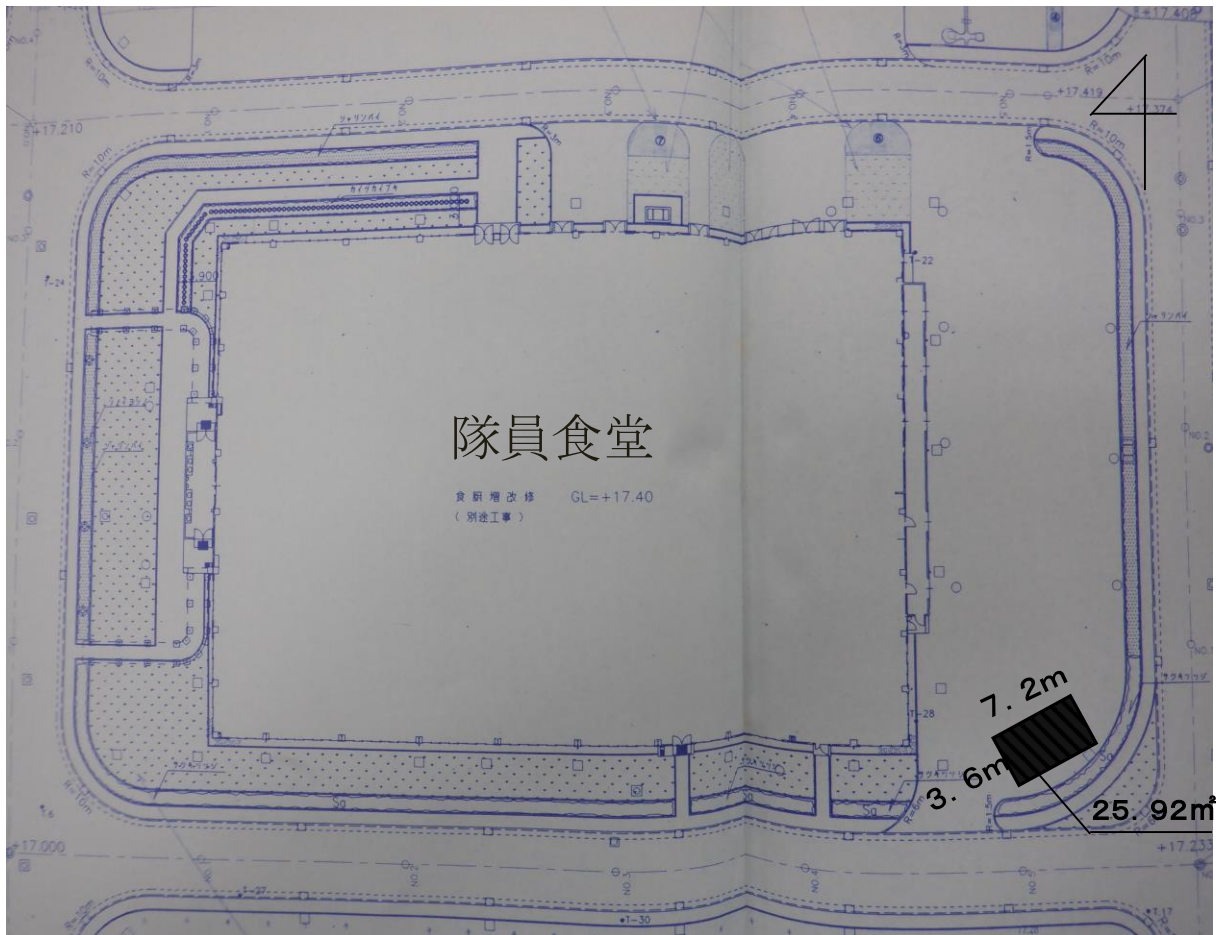
国有財産使用料は、「使用許可された面積に係る日額使用料×実施日数」として計算される（予定）ため、展示即売会実施日に、一部使用していない部分があった場合でも、使用料の算定は、使用許可を受けた面積を基準として計算される。



備考：展示即売会は、上図のA～E区画の範囲内において実施するものとする。

## 豊川駐屯隊員食堂東側駐車場図面

国有財産使用料は、「使用許可された面積に係る日額使用料×実施日数」として計算される（予定）ため、展示即売会実施日に、一部使用していない部分があった場合でも、使用料の算定は、使用許可を受けた面積を基準として計算される。



※ 車両の進入の妨げにならない位置に設置する。

令和 年 月 日

豊川駐屯地業務隊長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

⑩

### 展示即売会実施申請書

標記について、下記のとおり実施したいので許可されたく申請します。

記

#### 1 実施希望日

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

#### 2 電力等・火気使用の有無

有 ・ 無

#### 3 従事者氏名

氏名	性別	生年月日	住所

従事者が変更する際は、駐屯地入門前に必ず担当職員に通知して下さい。

※この様式のコピー使用可

火気（電気器具類を除く。）使用申請書・許可書	
申請者	所属： 階級： 氏名： 印
火気の種類 * 型式・出力等	
火気使用期間 *	自 令和 年 月 日 時
	至 令和 年 月 日 時
理由	展示即売会実施のため
火気取締責任者	
火災予防上の措置概要	消火器（水）の設置
上記申請のとおり使用を許可する。  令和 年 月 日  豊川駐屯地司令	

- 1 提出先：駐屯地防火管理者（火気使用統制者気付）
- 2 部数：3部
- 3 委託業者は、\*印の項目を記載

令和 年 月 日

豊川駐屯地業務隊長 殿

所在地  
会社名  
代表者名

㊞

展示即売会実施報告書

標記について、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 実施日

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日  
(合計 日)

2 売上額

※この様式のコピー使用可

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊豊川駐屯地における展示即売会実施業者公募に応募するにあたり、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

所在地又は住所  
商号又は店名  
代表者の役職及び氏名

印

法人・個人の別  
担当者氏名：  
電 話：  
F A X：

法人・個人

備考：商号、代表者、担当者氏名にはフリガナを、申請印は公印又は登録印を使用してください。

## 「豊川駐屯地における展示即売会実施業者公募」の応募手続き要領

### 1 応募に必要な書類等

記号	提出書類 ○：提出が必要 ×：提出不要	食品販売業者		物品販売・その他の業者	
		(統一資格有)	(統一資格無)	(統一資格有)	(統一資格無)
(ア)	申請書（募集要領別紙第1）	○	○	○	○
(イ)	企画提案書（募集要領別紙第2）	○	○	○	○
a	主な販売予定商品・販売価格表 （募集要領別紙第3）	○	○	○	○
b	営業時間、出店希望回数及び出店 区画希望表（募集要領別紙4）	○	○	○	○
(ウ)	企画提案書付属書類（カタログ等）	○	○	○	○
(エ)	業務確約書（募集要領別紙第5）	○	○	○	○
a					
b	法人：登記簿謄本（履行事項全部証 明書又は現在事項全部証明書） 個人：戸籍抄本	×	○	×	○
c	営業経歴書（様式任意）	×	○	×	○
d	法人：直近の財務諸表 個人：確定申告書の写し	×	○	×	○
e	納税証明書（税務署で取得） 個人：その3の2 法人：その3の3	×	○	×	○
f	印鑑証明書（コピー可）	○	○	○	○
g	食品営業許可証の写し	○	○	×	×
h	国有財産使用申請書 （募集要領別紙第6）	○*2部	○*2部	○*2部	○*2部
i	誓約書（募集要領別紙第7）	○*2部	○*2部	○*2部	○*2部
j	役員名簿（募集要領別紙第8）	○*2部	○*2部	○*2部	○*2部
l	資格審査結果通知書 （全省統一資格）の写し	○	×	○	×
m	火気等使用申請書 *屋外で出店を希望する業者のみ （仕様書別紙第3）	○	○	○	○

## 2 注意事項

- (1) 統一資格とは防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）をいう。
- (2) 令和7年度豊川駐屯地納涼夏まつり公募、豊川駐屯地創立75周年記念行事公募又は食堂・売店等公募に応募した者は、(エ)のb、c、d及びeの提出は不要である。
- (3) 提出された書類については、採用不採用等に係わらず返却されない。
- (4) 押印箇所は全て印鑑証明の印鑑（法人：社印、個人：代表者の印鑑）を使用すること。  
シヤチハタ及びデジタル印は使用不可とする。
- (5) 申請書類は丁寧・明瞭な字で記入すること。
- (6) 以下の書類は2部提出が必要
  - ア 国有財産使用許可申請書（捺印した書類2部）
  - イ 誓約書（捺印した書類2部）
  - ウ 役員名簿

## 3 提出期限

令和7年10月24日（金）午後4時まで。

郵送の場合10月23日（木）必着

## 4 問い合わせ、提出先

〒442-0061

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊厚生科 公募担当者

電話：代表0533（86）3151 内線3351

土日を除く。

08時30分～16時（11時～12時除く。）